

告 示

埼玉県告示第六百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により県営土地改良事業大串裏田地区（農地中間管理機構関連農地整備（区画整理）事業）計画を定めたので、同条第七項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和四年六月二十九日から

令和四年七月二十八日まで

二 縦覧場所

比企郡吉見町役場